

錦町行財政改革大綱

(集中改革プラン)

平成24年度改訂版

(計画期間：平成25年度～平成29年度)

はじめに

本町ではこれまでも、行財政改革大綱に基づき、厳しい財政状況の中、町民の皆様のご理解のもと、町政全般にわたり改革を推進し、町の将来像「人の和を大切にし 老いても安心して暮らせる町 若人に夢と希望が持てる町」の早期実現を目指し取り組んできました。

近年、地方自治を取り巻く環境は大きく変化し、急激な景気後退や低迷する雇用情勢、少子高齢化の進展、安全安心の確保などの様々な課題を抱え、先行き不透明な状態にあります。このような状況の中、社会情勢を見据えながらこれまでの行財政運営の在り方を不断に見直すことが不可欠であり、本町の担うべき役割と責任は一層増大しています。また、これからの行政運営においては、地方分権の進展による地域間競争や行政ニーズの多様化に対応していくため、経営感覚を持って行政運営を根本的に見直す改革が求められています。

今回、現計画の計画期間の経過に伴い、それを見直し、常に行政全般にわたる総点検と抜本的改革を進めるために、「錦町行財政改革大綱」を改訂し、新たな「行財政改革実施計画」を策定しました。

今後、限られた財源や資源を効率的、効果的に活用するとともに、更なる人材育成にも取り組み、職員の資質向上と変革意識を高め、すべての職員が一丸となって、錦町の未来のために行財政改革を推進してまいりますので、ご理解とご協力をいただきますよう、心からお願い申し上げます。

平成25年4月

錦町長 森 本 完 一

I 行財政改革の背景

(1) 社会情勢の変化

平成20年以降の世界的な金融危機の影響により経済が低迷する中、東日本大震災による、東北地方の直接的な被害に加え、放射性物質の放出や電力不足問題など様々な問題が引き起こされ、景気動向についても極めて厳しい状況となっています。

また、国を始め当町においても人口減少に加え、少子高齢化による生産年齢人口の減少による税収減や、高齢者の増加による医療・福祉関係の社会保障給付額の増大が懸念されます。

将来にわたる活力ある地域社会の維持、発展のため、若者や子育て世代の定住を促進することが重要な課題となっています。

(2) 厳しい財政状況

本町の財政状況は、各種財政指標について悪化のピークを迎えていた状況から、各種の経費削減効果により、僅かながら改善傾向が見られますが、各指標とも依然として高い水準にあり、弾力性に乏しい状況にあります。

今後においても、社会保障給付費等の伸びが懸念される中、長引く景気の低迷により、歳入の根幹をなす税収の減少や、厳しい国の財政状況による地方交付税額の減額も予想され、継続した行財政改革に対する取り組みが必要となっています。

II これまでの集中改革プランの取り組み検証

三位一体改革による国庫補助負担金制度の改革、税源移譲、地方交付税制度の見直しの影響に加え、リーマンショックによる世界的な経済不況から、財源不足による各種財政指標の悪化を招いたことにより、基礎的な住民サービスの質を維持しつつ、公債費のピークや大量退職等の様々な行政課題に対応するため、平成20年11月に「錦町行財政改革大綱（集中改革プラン）」を改訂し、大綱に基づく具体的行動計画である「行財政改革実施計画書」において、「人件費の抑制」、「組織体制の見直し」、「財政援助団体の見直し」、「公債費の抑制」、「民間委託の推進」、「事務事業の見直し」、「歳入の確保」、「特別会計の経営改善」という8つの改革を基本的な柱として、23項目に及ぶ改革に取り組み一定の成果を挙げてきました。

改革の柱ごとの主な取り組み実績は以下のとおりです。

1. 人件費の抑制

(1) 職員数の削減、H20年4月110人をH24.4月90人へ。

(2) 職員給与をH20・21年度の2年間給与の3%カット、管理職手当を25%～

35%カット、期末勤勉手当役職加算の50%カット。

- (3) 特別職給与について、H19～H22年度の4年間10%～20%カット、議員報酬について、H20・21年度の2年間3%カット。

2. 組織体制の見直し

- (1) 郡介護認定審査会、障がい者認定審査会の統合。
- (2) 農業委員定数の見直し、17人を15人へ。
- (3) 農家組合長の削減、土木委員の廃止。

3. 財政援助団体の見直し

- (1) 各種団体補助金の削減。
- (2) 研修補助金上限の見直し。

4. 公債費の抑制

- (1) 新規借入れの抑制（臨時財政対策債を除き各年度1億円程度）。
- (2) 補償金免除繰上償還、縁故債繰上償還の実施。

5. 民間委託の推進（委託事業の見直し）

- (1) 公立保育所の廃止、民営化。
- (2) 庁舎清掃業務委託の削減、夜間警備の廃止。

6. 事務事業の見直し

- (1) ごみ分別の推進による処理経費の削減。
- (2) 費用弁償の半日当の導入、県内旅費日当の廃止。
- (3) 子ども医療費助成制度の委任払から償還払いへ移行。
- (4) 無受診老人記念品、健康老人招待旅行、敬老月間福祉センター招待の廃止。
- (5) 学校用務員の削減
- (6) 新聞購読料の削減。
- (7) 町民体育祭の隔年開催。
- (8) 土地開発公社の解散。

7. 歳入の確保

- (1) 町税滞納処分の強化、差押財産換価手続きの推進。
- (2) 町税等のコンビニ納付導入。
- (3) 町有地の払い下げの推進。
- (4) 町有林利用間伐の推進。

(5) ふるさと納税制度の推進。

8. 特別会計の経営改善

- (1) 下水道整備区域の見直し。
- (2) 保健師の増員による保健指導の充実。
- (3) 介護予防事業の推進。

行財政改革大綱実現に向けた具体的行動計画である「行財政改革実施計画」は、平成20年度から24年度までを取組期間とし、全庁的に実施してきました。取り組みの検証においては、全項目において何らかの改革・改善に取り組んだという結果になっています。目標としていた財政指標の改善についても、平成23年度決算時においては、すべての指標について目標を達成しており改善に向かっていきます。

単位：％、百万円

年 度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
財政指標（目標値）				
経常収支比率（91%以下）	95.7	93.8	85.9	89.6
実質公債費比率（18%未満）	17.7	18.1	17.7	16.6
積立金現在高（6億円）	289	292	524	715
将来負担比率（－）	197.7	187.8	156.9	140.4

Ⅲ 行財政改革の基本方針

行財政改革の目的は、最小の経費で最大の効果を発揮し、成果重視の事業展開を行い、町民ニーズに応える行政経営を実現することにあります。それを実現するためにも、健全な財政運営の中で、柔軟で機能的な組織・職員づくりに努めていく必要があります。

このため、今後は、これまでの改革を継続した上で、次の基本理念に基づき、行財政改革を効果的に推進します。

(1) 町民ニーズに応える行政経営

町民ニーズを的確に把握して町民が本当に必要とする行政サービスを提供し、行政サービスの利用者であり納税者でもある町民の満足度を高める行政経営を行います。

(2) 柔軟で機能的な組織・職員づくり

地方分権の推進に伴い、より一層、地方自らの判断力が求められてきます。そのため、既存の枠組みや従来の発想にとらわれない柔軟な姿勢で、限られた行財政資源を有効に活用し、住民サービスの向上、制度の企画立案等に取り組めます。

(3) 健全な財政運営の推進

安定した住民サービスが提供できる財政構造を確立するため、収納・徴収率向上の取り組みによる歳入確保を図るとともに、歳出抑制のため、公債費をはじめ各種の経費節減に取り組みます。

IV 行財政改革の具体的な方策

1. 住民サービスの向上と効率的・効果的な事業運営

① 町民の目線に立った質の高いサービスの提供

来庁する町民が円滑に申請や相談ができるよう、窓口スペースの環境整備や接遇の向上を図るとともに、手続きにかかる時間の短縮や手続きの簡素化など、窓口サービスの一層の改善を推進し、親しみを持てる環境づくりに努めます。

② 住環境の整備、子育て環境の充実による定住化促進

教育環境、図書館、各種体育施設等の設備の充実、利便性の向上を図るとともに、子育て環境を改善し、勤労者層の定住化を促進します。

③ 意思決定過程の簡素化

町民ニーズに迅速に対応するため、スピーディな意思決定や行動が求められています。そのため、個々の職員の責任と権限を明確化した業務分担ルールを確立し、意思決定過程を簡素化していきます。

④ 危機管理体制の充実

地域防災計画の見直しにより、庁内の危機管理体制を強化するとともに、災害時における自主防災組織の適切かつ迅速な初期対応が可能となるよう体制の充実への取り組みを推進します。また、初期対応に必要な資機材等の整備強化を図ります。

⑤ 広域行政の推進

経済社会生活圏の広域化に伴い、近隣市町村との連携調整を進め、道州制や市町村合併を視野に入れた効率的な事業を展開していきます。

2. 経常経費の抑制

① 定員管理、給与等の適正化

職員数の見直しについては、これまでの定員適正化計画に基づき、一定の成果を挙げてきました。今後も、時代に合った柔軟で機動的な組織体制を確立するとともに、職員の能力向上を図りながら、業務の内容や量に基づき、適正な職員数となるよう、常に見直しを行います。

給与については、社会情勢や財政事情を踏まえ、適正な給与体系の確立を図ります。また、特殊勤務手当（徴収手当）については廃止を行います。

② 町単独補助金の見直し

経常的な町単独補助金については、行政としての公益性・公平性・必要性・費用対効果等について検証し、行政の責任を明確にして、各種団体の自立を促しながら、廃止・縮小・整理統合などの抜本的な見直しを不断に進めます。

③ 議員定数、費用弁償の見直し

議員定数は、類似団体の状況を考慮し、2人削減の12人にすることを目標とし、費用弁償については、他市町村の状況を把握し比較した上で、額の改定や廃止も含めて検討します。

④ ごみ減量化の推進

ごみ分別マニュアルの周知及び更なる分別の徹底により、可燃ごみに含まれる資源物、生ごみの減量化を図り処理経費を削減します。

3. 人材の育成・確保

① 独自研修の充実推進

地方分権改革の進展に伴い、高度化・複雑化する行政課題に的確に対応するため、職員の能力向上や意識改革に取り組む研修を充実させます。また、接遇研修を引き続き実施し、職員の接遇意識の向上を図ります。

② 市町村職員中央研修所等の専門研修への派遣

行政のプロフェッショナルとして、自分自身から職務遂行能力や政策形成能力を一層向上させ、意欲を持って改革に取り組むため、高度で専門的な能力養成に向けた外部研修機関への派遣を継続して進めます。

4. 町民との情報の共有

① 情報公開の推進

単に行政情報を公開するのではなく、説明責任を果たし、町民の理解を得るために、活動の過程や実現した結果や成果、克服すべき課題についても積極的に分かりやすく提供します。

② 広報紙、ホームページ内容の充実

多様な行政情報を分かりやすく提供するため、広報紙やホームページの充実を図るとともに、新たなメディアを活用した広報活動を推進します。また、職員一人ひとりが広報担当者であるという認識を持って情報発信に努めます。

③ 出前講座の内容充実

町政全般について、広く町民の理解が得られるよう、町民の目線に立ち、平易で誰でもわかりやすい工夫を行い、講座メニューの見直し、拡大を図ります。

④ 個人情報の保護

過剰な個人情報の保護に留意しながら、不適正な取り扱いによる個人の権利利益の侵害を防ぐよう個人情報の取り扱いのルールを守ります。

5. 健全な財政運営の推進

① 産業振興と企業誘致の推進

既存の産業の振興を図りながら、町独自で雇用創出につながる事業を展開するとともに、引き続き企業誘致に取り組み、地域経済を活性化させ、自主財源の確保につながる施策に取り組みます。

② 受益者負担の見直し

受益者負担の原則に基づいて、各種の使用料や手数料、負担金等について常に見直し、受益と負担の適正化を図るとともに、今後の消費税法の改正に合わせて料金の見直しを実施します。また、現在、負担を求めているサービスについても、負担することが適当なサービスについては適正な負担を求めます。

③ 基金の増額

将来予想される様々な危惧に対処するための準備として、財政調整基金、公共施設整備基金の増額を行います。

④ 公債費の抑制

事業の必要性・緊急性などを検証し、効率化・コスト削減を徹底しながら、新たな町債の発行を、特段の事情がない限り、引き続き3億円以下に抑制します。

また、将来の公債費負担を軽減するため、既発行の町債について財政状況、対象とする事業を考慮の上、繰上償還を実施します。

⑤ 税・料の収納向上

財源の根幹をなす税や使用料等は、公正公平な負担の観点からも、重要性、必要性、義務などについて、広報をはじめ様々な媒体により啓発し、納税意識の高揚を図ります。また、滞納整理を着実に実施し、一層の収納率の向上を図ります。

⑥ 新地方公会計の推進

町の保有する資産や債権債務の実質的な把握を目的とする新地方公会計制度に対応し、企業会計に近い財務諸表を作成することで、経営感覚を持った事業運営の仕組みを構築します。

⑦ 多様な財源の確保

自主財源を確保するため、公営住宅、未利用財産の売却や有料広告制度、ふるさと納税制度等の充実を図ります。

6. 特別会計・企業会計の経営改善

① 安全・安心でおいしい水の提供

町民の日常生活に欠くことのできないライフラインの一つである水道については、常に安全性の確保と安定供給を図り、さらに水源、浄水、配水、給水の各過程での管理、検査体制を向上させ、おいしい水の提供に努めます。

② 簡易水道、下水道整備区域の加入促進

一般会計からの繰出金を抑制するため、簡易水道・下水道整備区域の加入促進を図り、公債費や維持管理費の財源を自主捻出できるよう努めます。

③ 使用料の見直し

簡易水道料金については、今後の上水道事業移行に合わせて、他市町村との比較を行い見直しを行います。

④ 健康づくりの推進による医療費・介護給付費の抑制

健康づくり推進体制をより強化し、予防に努め、増加傾向にある医療費・介護給付費の抑制に努め、社会保障給付費の伸びを全国平均以下にすることを目標とします。

V 計画期間における財政指標の目標

計画期間中は、経常収支比率、実質公債費比率、積立金現在高の四つの財政指標について次のとおり目標を設定します。

1. 経常収支比率 H23 決算：89.6%

目標：85%以下（H23—管内町村平均 84.8%、県内類似団体平均 83.8%）

2. 実質公債費比率 H23 決算：16.6%

目標：14%未満（H23—管内町村平均 11.4%、県内類似団体平均 10.9%）

3. 将来負担比率 H23 決算：140.4%

目標：100%以下（H23—管内町村平均 45.1%、県内類似団体平均 29.8%）

4. 積立金現在高 H23 決算：7億円

目標：13億円（H23—管内町村平均 21億円、県内類似団体平均 31億円）

VI 進行管理及び公表

大綱における実施計画については、毎年度、検証及び評価を行い、定期的に進行管理を行い、結果については、積極的に町民に公表していきます。また、社会情勢の変化に対応するために、内容を適宜変更するなどローリング方式により改革を推進します。なお、実施計画に盛り込んでいないものについても、改革の必要性に応じ新たに盛り込み対応していきます。

行財政改革実施計画

単位：千円

	主要事項	取組事項	取組内容	実施時期及び効果見込額							計	備考
				H25	H26	H27	H28	H29				
1	経常経費の抑制	定員適正化計画の推進及び見直し	定員適正化計画に基づき適正な職員数を維持します。	実施時期 効果額	実施 6,500	実施 13,500	実施 13,500	実施 13,500	実施 0		53,500	
2	経常経費の抑制	特殊勤務手当（徴収手当）の廃止	他の使用料徴収事務との均衡、出務管理等事務の軽減を図るため、徴収事務に支給している徴収手当の廃止します。	実施時期 効果額	実施 173	実施 173	実施 173	実施 173	実施 173		865	
3	経常経費の抑制	町単独補助金の見直し	経常的な町単独補助金について、個別に検証した上で見直しを図ります。	実施時期 効果額	実施 500	実施 1,000	実施 1,000	実施 1,000	実施 1,000		4,500	
4	経常経費の抑制	議員定数の見直し	H27年の改選期に2人を削減し、定数を12人にします。	実施時期 効果額	検討 -	検討 -	実施 4,503	実施 6,755	実施 6,755		18,013	
5	経常経費の抑制	議員費用弁償の一部廃止	本会議、定例会期中の委員会への出席に伴う費用弁償の廃止を検討します。	実施時期 効果額	検討 -	実施 492	実施 492	実施 492	実施 492		1,968	
6	経常経費の抑制	議員期末手当加算率の廃止	議員期末手当に対する役職加算率の廃止を検討します。	実施時期 効果額	検討 -	実施 970	実施 970	実施 970	実施 970		3,880	
7	経常経費の抑制	分別の推進によるごみの減量	可燃ごみに含まれる資源物、生ごみの減量化を図ります。	実施時期 効果額	実施 4,800	実施 4,800	実施 4,800	実施 4,800	実施 4,800		24,000	
8	経常経費の抑制	敬老給付金事業の廃止	80歳以上の高齢者や100歳到達者へ支給している敬老給付金、敬老祝金を廃止し、メッセージカードや記念品の贈呈に切り替えます。	実施時期 効果額	実施 1,400	実施 1,400	実施 1,400	実施 1,400	実施 1,400		7,000	

	主要事項	取組事項	取組内容	実施時期及び効果見込額									計	備考
				H25	H26	H27	H28	H29						
9	新規	健全な財政運営の推進	公共施設等使用料の見直し	消費税法の改正に合わせて料金の見直しを実施します。	検討	実施	実施	実施	実施	実施	403			
					効果額	67	112	112	112	112				
10	継続	健全な財政運営の推進	町税滞納処分の強化	財産の差押え及び公売の実施を強化します。	実施	実施	実施	実施	実施	実施	25,000			
					効果額	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000				
11	継続	健全な財政運営の推進	未利用財産の洗い出し	公営住宅、未利用財産の払い下げを推進します。	実施	実施	実施	実施	実施	実施	10,000			
					効果額	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000				
12	継続	健全な財政運営の推進	利用間伐の推進	利用間伐を推進し、間伐材を売り払います。	実施	実施	実施	実施	実施	実施	5,000			
					効果額	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000				
13	継続	健全な財政運営の推進	ふるさと納税制度の推進	広報活動に努め、町外在住者からの寄付を募ります。	実施	実施	実施	実施	実施	実施	2,500			
					効果額	500	500	500	500	500				
14	新規	健全な財政運営の推進	繰上償還の実施	公債費の抑制及び将来負担の軽減のため、繰上償還を行います。	実施	検討	検討	検討	検討	検討	564	利子軽減額		
					効果額	140	221	142	61	—				
15	新規	特別会計・企業会計の経営改善	簡易水道料金の見直し	簡易水道事業から上水道事業への切り替えに合わせ料金を見直します。	検討	検討	検討	検討	検討	実施	8,460			
					効果額	—	—	—	—	8,460				
16	新規	特別会計・企業会計の経営改善	下水道及び農集加入金の一括納付報奨金の廃止	下水道分担金及び農集集落排水加入金の全額納付報奨金を廃止します。	検討	検討	検討	検討	検討	実施	650			
					効果額	—	—	—	—	650				
17	継続	特別会計・企業会計の経営改善	簡易水道・下水道整備区域の加入促進	未加入世帯の加入推進により使用料収入の増収を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	実施	15,000			
					効果額	1,000	2,000	3,000	4,000	5,000				
合 計					36,513	26,123	38,592	41,763	38,312	181,303				